

## 執行力に関するアンケート素案

※ 全認証ADR機関に送付する予定

### Q 1

これまで、紛争当事者に対する事前相談や手続教示等の際に、履行確保の点に不安があることが、貴ADR機関によるADRを選択されない理由と感じられた経験があるか。

- 1 あった
- 2 なかった
- 3 不明

(自由記載欄)

※ 特に1と回答された機関については、その具体例等につきご記載頂ければ幸いです。

### Q 2

これまで行った調停手続において、和解成立後に金銭給付等の履行を約束する内容の和解条項を作成したことがあるか。

- 1 あった
- 2 なかった
- 3 不明

(自由記載欄)

※ 特に1と回答された機関については、その具体例等につきご記載頂ければ幸いです。

### Q 3

(Q 2で1を回答したADR機関のみ回答してください。)

そのような和解条項を作成した場合に、履行を確保するためにどのような取組・工夫を行ったか(複数回答可)。

- 1 強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書(執行証書)を作成する方法
- 2 簡易裁判所における即決和解を利用する方法(民事訴訟法第275条第1

項参照)

- 3 和解に基づく仲裁判断を利用する方法(仲裁法第38条第1項, 第2項参照)
- 4 (1~3以外に)下記の空欄記載の取組・工夫を行った。

- 5 特に履行を確保するための取組等は行っていない。
- 6 不明

(自由記載欄)

※ 特に1~4と回答された機関については, 当該工夫を行った際のご感想等を, 5と回答された方には, 1~4のような取組を行わなかった理由を記載頂けると幸いです。

#### Q 4

(Q2で2を回答したADR機関のみ回答してください。)

そのような和解条項を作成していない理由についてご回答ください。

(回答欄)

#### Q 5

仮に, 調停における和解合意に執行力が付与されることとなった場合, 貴ADR機関の受理件数にどのような変化があるか考えるか。

- 1 現状よりも受理件数は増えると思う。
- 2 現状よりも受理件数は減ると思う。
- 3 現状と受理件数は変わらないと思う。
- 4 分からない

(自由記載欄)

※ 御回答の理由をご記載頂ければ幸いです。

#### Q 6

貴ADR機関において, 成立した和解合意について, その後に履行がされたかどうか等について調査を行ったことがあるか。

- 1 ある
- 2 ない

(自由記載欄)

※ 特に1と回答された機関については、その調査結果等についてご記載頂ければ幸いです。別紙等の形で添付致して頂いても構いません。

### Q 7

和解が成立した事案において、その後に紛争当事者から和解条項のとおり不履行されないという旨の相談又は苦情を受けた経験はあるか。

- 1 ある
- 2 ない
- 3 不明

(自由記載欄)

※ 特に1と回答された機関については、相談や苦情の内容についてご記載頂ければ幸いです。

### Q 8

調停における和解合意に執行力を付与することについて、貴ADR機関の考えに近いものはいずれであるか。

- 1 無条件で執行力を付与することに賛成である。
- 2 一定の条件の下に執行力を付与することに賛成である。
- 3 執行力を付与することには反対である。

(自由記載欄)

※ ご回答の理由をご記載頂ければ幸いです。

### Q 9

(Q 8で2を回答したADR機関のみ回答してください。)

執行力を付与する条件として、貴ADR機関の考えに近いものはいずれか(複数回答可)。

- 1 和解合意の双方当事者が執行力を付与することに合意し、その旨が和解契約書に記載されていることを条件とするのであれば、執行力を付与すること

に賛成である。

- 2 裁判所の執行決定を経ることを要件とするなど、一定の公的な機関による事後的な審査を要件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。
- 3 一定の種類の紛争や合意内容（例えば、消費者が事業者に債務を負う内容の和解をする場合など）を外すのであれば執行力を付与することに賛成である。
- 4 下記の空欄に記載した条件を付すのであれば、執行力を付与することに成である。

（自由記載欄）

※ 特に、上記のような条件が必要であると考え理由をご記載ください。

## Q10

（Q8で3を回答したADR機関のみ回答してください。）

調停による和解合意に執行力を付与することに反対する理由として近いものは何か（複数回答可）。

- 1 調停による和解合意に執行力を付与するニーズがない（また、Q3の1～3のような代替手段が存在しているため、調停による和解合意に執行力を付与する必要がない。）。
- 2 私的自治や任意性が重視されるべきADR機関における調停には、執行力はなじまない。
- 3 執行力を付与することにより、応諾率や和解成立率が低下するおそれがある。
- 4 悪質な事業者が無知な消費者をだまして和解合意をさせるようないわゆる濫用事例が発生する可能性がある。
- 5 （1～4以外に）下記の理由により執行力の付与に反対である。

（自由記載欄）

※ 執行力の付与に反対する理由を補足して頂けると幸いです。

**Q 1 1**

仮に貴ADR機関における調停による和解合意に執行力が付与されることとされた場合、貴ADR機関において懸念することや隘路となるようなこととしてどのようなものが考えられるか。

(回答欄)